効力発生日変更公告

当社は、平成二十六年十一月一日予定の吸収分割の効力発生日を平成二十六年十二月十五日に変更いたしましたので公告します。

平成二十六年十月三十日

大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目一〇番一号

株式会社サエラ

代表取締役　柏井　宏祐

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月二十二日

掲載頁　八十頁（号外第九十号）

平成二十六年十月三十日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

株式会社スター・デット・インベストメンツ・ホールディングス

代表取締役　上岡　孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年十月三十日

大阪市天王寺区空堀町一三番二四号

株式会社リミックスホールディングス

代表取締役　水谷　保夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十月三十日

名古屋市昭和区山手通三丁目一三番地の一

株式会社浜木綿

代表取締役　林　永芳

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十月三十日

大分市末広町一丁目五番一六号

株式会社ゼロテクノ

代表取締役　岡田　秀敏

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式百株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月二日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十月三十日

富山市東町三丁目五番一三号

大和交通株式会社

代表取締役　池田　治郎

合併につき株券等提出公告

当社は、水渕電機株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十月三十日

鹿児島市卸本町八番地二四

株式会社カーショップ水渕

代表取締役　水渕　大作

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるデイビッド・ジェフリー・リットが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十月三十日

東京都世田谷区上野毛一丁目三二番一三号

DENEB　RENEWABLE　ENERGY　LLC

日本における代表者　デイビッド・リット

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である菊池大典が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年十月三十日

東京都港区白金台三丁目一四番二八号

オノズカンパニーリミテッド

日本における代表者　菊池　大典

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である成清輝三が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十月三十日

福岡県大川市大字榎津一五三番地一

中華人民共和国広東省深圳市環栄進出口有限公司

日本における代表者　成清　輝三

限定承認公告

本籍北海道帯広市西二一条南二丁目八番、最後の住所北海道帯広市西二三条南四丁目三一番地二二　被相続人　亡　吉川　浩彰

右被相続人は平成二十六年四月二十日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十日釧路家庭裁判所帯広支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十日

北海道帯広市西二条南四丁目七番地

限定承認者　吉川　徳子

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市中川区荒江町一〇〇二番地、最後の住所愛知県半田市大池町一丁目四七番地ツインハイムエクセルB棟一〇二号　被相続人　亡　田原　正二

右被相続人は平成二十六年八月十一日死亡し、その相続人柳瀬真一は平成二十六年十月二十一日名古屋家庭裁判所半田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十日

愛知県名古屋市南区桜本町一三六―一セゾン桜二〇三号　限定承認者　柳瀬　真一

限定承認公告

本籍大阪府堺市北区北花田町二丁六六番地、最後の住所大阪府池田市天神二丁目三―一八　被相続人　亡　堀内　道利

右被相続人は平成二十六年三月二日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十日

大阪府池田市天神二丁目三―一八

相続財産管理人

堀内誠志旦夕こと　堀内　誠志

限定承認公告

本籍高知県香美市土佐山田町旭町二丁目五六番地、最後の住所高知県高知市廿代町九番三号シャペル九―四一五　被相続人　亡　川井　幸

右被相続人は平成二十六年八月日時不詳死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十一日高知家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十日

高知県香美市土佐山田町一六八二番地県住六棟一一号　限定承認者　川井　浩平

取消公告

平成二十六年十月二十日（号外第二三一号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割公告のみ取消します。

平成二十六年十月三十日

横浜市都筑区川向町一三四九番地

株式会社十辰製作所

代表取締役　五十嵐信博

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年十月十六日（号外第二百二十九号）公布国土交通省令第八十二号（航空法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
	三	下	一八ネからラをナからムまで	ネからラまでをナからムまでをタからソまでをレからツまで
	〃	〃	一九タからソをレからツ	
	〃	終りから一六	三十メートル	三十メートル
平成二十六年十月十七日（号外第二百三十号）関東地方整備局告示第三百六十二号（道路に関する件）（原稿誤り）				
	三四	下	終りから一七地先まで	地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月三十日付第二四〇号六　四ページ●同日付政府調達第二〇四号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）